

賃金台帳等に関する確認書

キャリアアップ助成金申請書に添付されている賃金台帳等（※1）に記載のある取組後（※2）6か月（勤務をした日数が11日未満の月は除く。）分の賃金（時間外手当等を含む。）は、実際に支給された給与額と相違がないことを対象労働者本人に確認しました。

※1 労働基準法第108条に定める賃金台帳または船員法58条の2に定める報酬支払簿

※2 取組日とは、以下の時点を示します。

- ・賃金規定等改定コース：賃金規定等を改定した日
- ・賃金規定等共通化コース：賃金規定等を共通化した日
- ・賞与・退職金制度導入コース：賞与・退職金制度を導入した日
- ・選択的適用拡大導入時処遇改善コース：社会保険の適用拡大措置の実施日
（実施日以降に、基本給の増額加算の適用を受ける場合は、基本給を増額した日）
- ・短時間労働者労働時間延長コース：週所定労働時間延長実施日

※3 賃金台帳等に虚偽の内容が見られた場合、対象労働者ご本人にも直接確認を行う場合がありますので、対象労働者ご本人に内容をよくご確認頂いてください。

令和 年 月 日

（事業主名） _____

(継紙)

※必ず、対象労働者ご本人に一枚目の「確認書」記載事項をご確認頂き、一枚目の「確認書」と併せてご提出ください。

確認日	氏名
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	